

# 災害廃棄物対策について

平成28年11月29日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
災害廃棄物対策室

## 廃棄物処理法の概要

分類	<b>廃棄物</b> 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）		
	<b>一般廃棄物</b> 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	<b>産業廃棄物</b> 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃プラスチック類等	
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針、廃棄物処理施設整備計画の策定</li> <li>○ 処理基準、施設基準、委託基準の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術開発・情報収集</li> <li>○ 廃棄物の輸出の確認、輸入の許可 等</li> </ul>	
廃棄物処理に係る主な規制	<b>市町村長</b> <b>処理責任</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理計画の策定</li> <li>・一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない</li> <li>・処理基準の遵守</li> <li>・委託基準の遵守</li> </ul>	<b>排出事業者</b> <b>処理責任</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物を自ら処理しなければならない</li> <li>・保管基準、処理基準の遵守</li> <li>・委託基準の遵守</li> <li>・管理票の交付・保存義務</li> </ul>	<b>都道府県知事</b> <b>政令市長</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収 立入検査 ・改善命令 ・措置命令 に係る勧告</li> <li>・許可 ・報告徴収 立入検査 ・改善命令 ・措置命令 ・管理票に係る勧告</li> <li>・許可 ・報告徴収 立入検査 ・改善命令 ・定期検査</li> </ul>
	<b>許可</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収・立入検査</li> <li>・改善命令・措置命令</li> </ul>	<b>一般廃棄物処理業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理基準の遵守</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
	<b>都道府県知事</b> <b>政令市長</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可</li> <li>・報告徴収 立入検査 ・改善命令</li> </ul>	<b>産業廃棄物処理業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理基準の遵守</li> <li>・再委託の原則禁止</li> <li>・管理票の回付・送付義務</li> <li>・優良事業者の認定</li> </ul>	
	<b>国の特例認定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生利用認定制度 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。 (認定例)・廃肉骨粉をセメント原料として利用</li> <li>○広域認定制度 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。 (認定例)・廃パソコン ・廃二輪自動車 ・廃消火器</li> </ul>	<b>産業廃棄物処理施設設置者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理基準の遵守</li> <li>・維持管理積立金を積立義務</li> </ul>	
罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無害化認定制度 石綿、PCBの無害化処理を行う者を環境大臣が認定。</li> <li>○熱回収施設設置者 熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設の設置者を都道府県知事が認定。</li> <li>○優良認定制度 優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科</li> <li>○委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科</li> <li>※ 法人の場合3億円以下の罰金刑</li> </ul>		

## 災害廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋)

**第一条** この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

**第二条の三** 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

3

## 廃棄物処理法における非常災害とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(環廃対発第1508061号)より抜粋

### 【定義】

主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

### 【非常災害の該当性の判断】

個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断されることになる。

4

## 災害廃棄物処理の種類



可燃系混合物



不燃系混合物



コンクリート系混合物



木質系混合物(草木類)



廃家電等



処理困難物(布団等)



金属系混合物



廃自動車等



処理困難物(廃畳等)



危険物・有害物等(消火器)



危険物・有害物等(灯油)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

## 災害廃棄物処理の三原則(安全、スピード、費用への配慮)

災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたるのが重要です。また、適切な分別を行う等、**費用**にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねません。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がります。

### 安全

- 被災した**市民の衛生環境や安全**を第一に。
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**(スプレー缶、薬品、灯油等)は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

### スピード

- **周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響**を及している場合(例:腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等)は、スピード重視で処理を行う必要があります。

### 災害廃棄物の処理の三原則

### 費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することにつながります。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**しますので、早めに必要な人員を確保することも重要です。

# 近年の主な災害での災害廃棄物発生量(推計量)

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震	H28年4月	195万トン <sup>(※1)</sup> (推計値)	全壊：8,248 <sup>(※2)</sup> 半壊：30,749 <sup>(※2)</sup> 一部損壊：132,974 <sup>(※2)</sup>	2年 <sup>(※1)</sup>
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊：50 半壊：26 一部損壊：77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	5万2千トン	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年
平成28年台風 (北海道、岩手県等)	H28年9月	(集計中)	全壊：502 <sup>(※3)</sup> 半壊：2,372 <sup>(※3)</sup> 一部損壊：991 <sup>(※3)</sup> 浸水被害：1,903 <sup>(※3)</sup>	(未定)
平成28年鳥取中部地震	平成28年10月	(集計中)	全壊：14 <sup>(※4)</sup> 半壊：75 <sup>(※4)</sup> 一部損壊：11570 <sup>(※4)</sup>	(未定)

(※1) 熊本県災害廃棄物処理実行計画(第1版)(平成28年6月 熊本県)より (※2) 平成28年10月14日現在(熊本県の数値:被災棟数については、今後変動する見込み) (※3) 平成28年11月10日現在 台風10号による被害の消防庁とりまとめ情報を集計(今後変動する見込み) (※4) 平成28年11月10日現在 鳥取県中部地震(第45報)

7

## 南海トラフ巨大地震・首都直下地震の災害の規模及び想定する廃棄物の量

項目	南海トラフ巨大地震 (広範囲・大規模地震・津波)	首都直下地震 (局所的・大規模地震)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による広範囲な被害が発生(24都府県)</li> <li>混合廃棄物、塩分を含む廃棄物の発生</li> <li>災害廃棄物等の輸送路・仮置き場・処分場等の確保が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭い地域に膨大な量の災害廃棄物が発生し首都機能が麻痺</li> <li>首都機能回復のため早期処理が必要</li> <li>廃棄物関連中枢機能喪失</li> </ul>
マグニチュード	9.1M	7.5M
30年以内の発生確率	東南海地震70~80% 南海地震60%	70%
最大震度	7	7
主な被災地域	東海・近畿・中国四国・九州地方	茨木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県
推定避難者数	最大 約950万人	最大 約700万人
<sup>1)</sup> 推定災害廃棄物量 (東日本大震災比較)	<sup>2)</sup> 最大 約3.2億トン (約16倍)	<sup>2)</sup> 最大 約1.1億トン (約5倍)
<sup>1)</sup> 推定津波堆積物量	最大 約2,700万トン	---

出典：「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」平成25年5月中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG  
「首都直下地震の被害想定と対策について」平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG

- 1) 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」平成26年3月 環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会  
2) 内閣府の推計値(南海トラフ巨大地震：約2.5億トン、首都直下地震：1億トン)よりも大きな数値となった理由として、内閣府の推計値が全壊のみを対象としたに加え、グランドデザインでは、半壊・床上浸水・床下浸水を被害想定に追加したものである。(参考資料参照)

8

# 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正(平成27年8月6日施行)の概要及び平成28年熊本地震における活用・適用

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

### 平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
  - 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
  - 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

### 非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

- 非常災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- 市町村又は市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
  - 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

## 災害対策基本法の一部改正

### 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

### 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

### 【廃棄物処理法の政令(平成27年政令第275号)の改正】

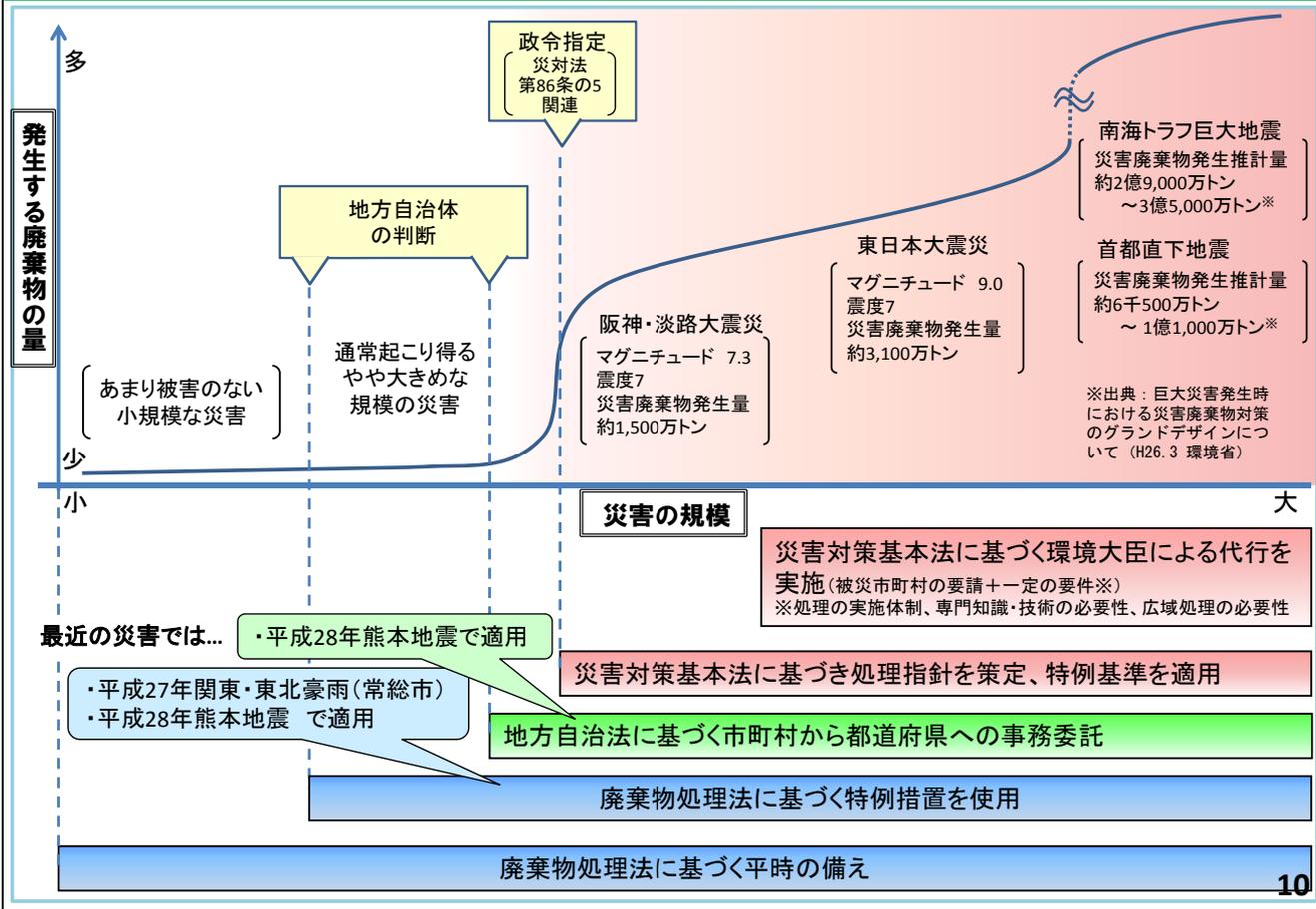
- 非常災害時に市町村から一般廃棄物(災害廃棄物)の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準(再委託基準)の改正

### 熊本地震での活用・適用

- D.Waste-Netを活用し、専門家を派遣(第4条の2)
- 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置を検討(第9条の3の3の特例)
- 産業廃棄物処理施設において非常災害により発生した廃棄物を処理するため、届出を待たずに処理を開始(事後届出)。(第15条の2の5の特例)
- 市町村から一般廃棄物(災害廃棄物)処理の委託を受けたものの再委託を実施(平成27年政令第275号の特例)

9

# 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



## 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



## 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更 (平成28年1月21日環境省告示第7号)

### I 概要

- 〇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の2において、「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(基本方針)を策定・変更することとなっているところ。
- 〇前回の目標年度が平成27年度であることから、今年度変更を行い、新たな目標年度を平成32年度とした。
- 〇また、基本方針の策定・変更に当たっては「循環型社会形成推進基本計画」と整合を取ることとされており、今回の基本方針の変更においても第3次循環型社会形成推進基本計画と整合をとりつつ、災害対策等の社会情勢の変化を踏まえ、目標値や記載内容を見直した。
- 〇今後、具体的な施策について取組を推進していくため、ごみ処理基本計画策定指針の見直し等を行っていく。

環境基本法 (H6. 8 完全施行)

【環境基本計画 H24. 4 全面改訂】

循環型社会形成推進基本法(循環型社会の形成に係る基本的枠組法) H13. 1 完全施行

社会の物質循環の確保  
天然資源の消費の抑制  
環境負荷の低減

【循環型社会形成推進基本計画】

(H15. 3 公表、H20. 3 改訂、H25. 5 改訂)

< 廃棄物の適正処理 >

廃棄物処理法 H27. 7 一部改正

【基本方針 H28. 1 改訂】

< 再生利用の推進 >

資源有効利用促進法 H13. 4 全面改正施行

## 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更事項(概要)

### II 主な変更事項の概要(一般廃棄物)

- 減量化の目標量の改定と新たな目標の設定
  - ・再生利用率等の更なる向上
  - ・リサイクルに関する取組目標、廃棄物エネルギー利用の観点からの施設整備の目標設定 等
- 目標の達成に向けた更なる取組の推進
  - ・厨芥類の削減(特に食品ロスの削減)、ごみ有料化の更なる推進
  - ・粗大ごみのリユース促進
  - ・紙類、厨芥類、プラスチック等の再生利用
  - ・紙類、厨芥類等のメタン化等の更なる推進 等
- 低炭素社会や自然共生社会との統合的実現
  - ・エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用の促進 等
- 効果的・効率的な処理及び施設整備の推進
  - ・廃棄物の地域特性、技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育の効果等についても考慮
  - ・広域的な処理、施設間の連携、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等のため、地方公共団体における関係機関との連携体制を構築し、既存施設を有効活用 等
- 災害廃棄物対策
  - ・各主体において計画策定や体制構築といった事前の備えを推進 等
- 技術開発・調査研究の推進、人材育成等
  - ・高効率なエネルギー回収、廃棄物系バイオマスの利活用に係る技術開発・調査研究の推進
  - ・3R教育や地域循環圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じた人材育成

13

## ごみ処理基本計画策定指針の変更のポイント(平成28年9月)

廃掃法に基づく基本方針の変更(平成28年1月)等を踏まえて、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定。今後、市町村がごみ処理基本計画を策定・改定する際の参考にさせていただく。

### 主な変更事項の概要

- 温暖化対策の推進
  - ・平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画との整合性
  - ・3Rの推進や廃棄物発電等のエネルギー回収の更なる推進 等
- 災害廃棄物対策の必要性の明確化
  - ・災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の必要性
  - ・市町村において災害廃棄物処理計画の策定や体制構築などの事前の備えを推進 等
- 関連目標・指標等への言及
  - ・廃棄物処理法基本方針における目標値
  - ・廃棄物処理施設整備計画における目標値
- 廃棄物処理施設の有効活用及び広域的な取組の推進
  - ・廃棄物処理施設の長寿命化・延命化の推進
  - ・他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の推進 等
- 食り法基本方針の改定を踏まえた食品ロス・食品廃棄物対策
  - ・市町村における家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査
  - ・食品ロス削減のため事業者・住民への呼びかけ 等

14

# 災害時における一般廃棄物処理の事業の継続性の確保

- 発災時において、災害廃棄物処理だけでなく、**通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要**

## 市町村における平時の備え

災害時において市町村(市町村自らのほか、市町村の委託を受けた者(委託業者)や市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者(許可業者)を含む)が一般廃棄物処理(収集・運搬及び処分・再生)事業を継続するための**実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画**を検討

一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映



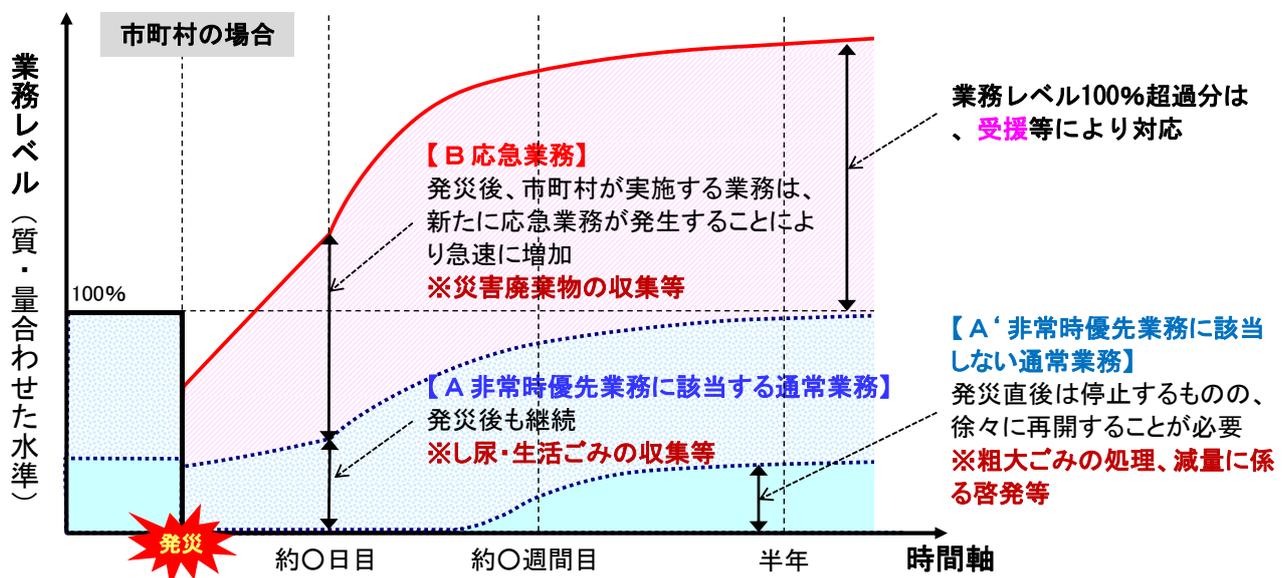
組織としての**事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組が必要**

- 本年度の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議(平成28年6月28日)において、上記内容を周知。
- 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更(平成28年1月)等を踏まえて改定した「**ごみ処理基本計画策定指針**」(平成28年9月15日)において、**災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保に関する取組の必要性を明記**。

15

## 災害廃棄物におけるBCP(業務継続計画)の考え方について

- 災害時に、人や物、情報等の**業務資源**に制約がある状況下においても、**非常時優先業務**(優先的に実施すべき業務)の適切な遂行を目指し、災害廃棄物分野における、BCP的な考えを導入について検討する。BCPは主に以下の2点が重要となる。
  - ①時系列で**非常時優先業務**(下図のA B)を選定し、執行可能性を評価
  - ②非常時優先業務の遂行に必要な**業務資源**を確保(予防、早期復旧、**受援**等)



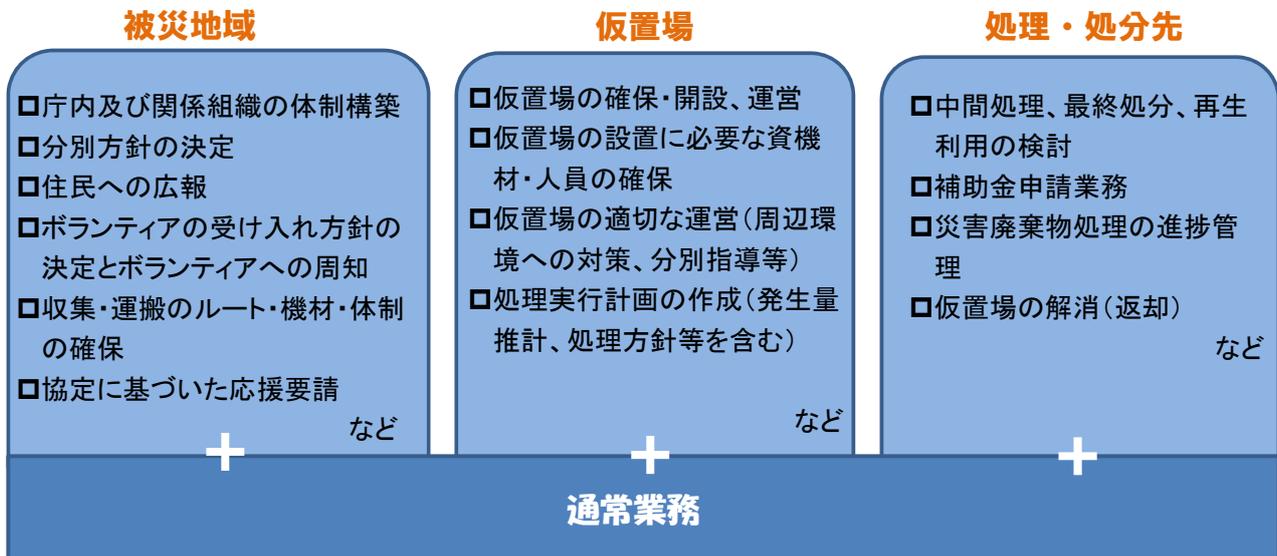
※災害時における廃棄物処理業務は、し尿・生活ごみの収集・処理、災害廃棄物の仮置場の確保からその処理に至るまで、発災後に業務が継続的に発生。

16

# 災害廃棄物処理のために発生する業務の例

**通常業務に加え、一時的に大量の業務が発生します！**

**業務の優先順位を設け、効率的に作業を進めることが重要です。**



## 防災基本計画の修正(平成28年2月13日閣議決定)の概要

### 背景

- (1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化(活火山法、水防法・下水道法等、廃棄物処理法等)
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等(平成27年関東・東北豪雨災害における事例を踏まえた修正等)

### 主な修正項目

#### (1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化

##### ①活火山法の改正

- 活火山対策の総合的な推進に関する基本指針の作成・見直し
- 警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備
- 火山防災協議会の具体的な検討事項
- 警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など地域防災計画に定めるべき事項
- 噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達

##### ②水防法・下水道法等の改正

- 【水防法】
  - 洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表、通知
- 【下水道法】
  - 浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備と連携
  - 民間事業者等との協定締結等による災害時における下水道施設の維持又は修繕
- 【その他(避難勧告ガイドライン)】
  - 高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定等

##### ③廃棄物処理法・災対法の改正

- 【廃棄物処理法】
  - 仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項
  - 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進
- 【災害対策基本法】
  - 大規模災害発災時における災害廃棄物に関する処理指針の策定
  - 災害廃棄物処理の国による代行等

#### (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

##### ①平成27年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善

- 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化(電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等)

##### ②その他

- 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正(原子力災害時の医療体制の整備等) 等

# 災害廃棄物処理に係る国の施策の概要

19

## 環境省における災害関係事業について

- 環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」、「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

### ➤ 災害等廃棄物処理事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②補助率 1/2

③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
- ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加

### ➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業

(概要)

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

①事業主体 市町村、廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社

②補助率 1/2

③補助根拠 予算補助（東日本大震災は法律補助）

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

- ・平成5年度まで及び平成8年度以降は立目流用により対応
- ・平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
- ・平成26年度予算から当初予算に計上

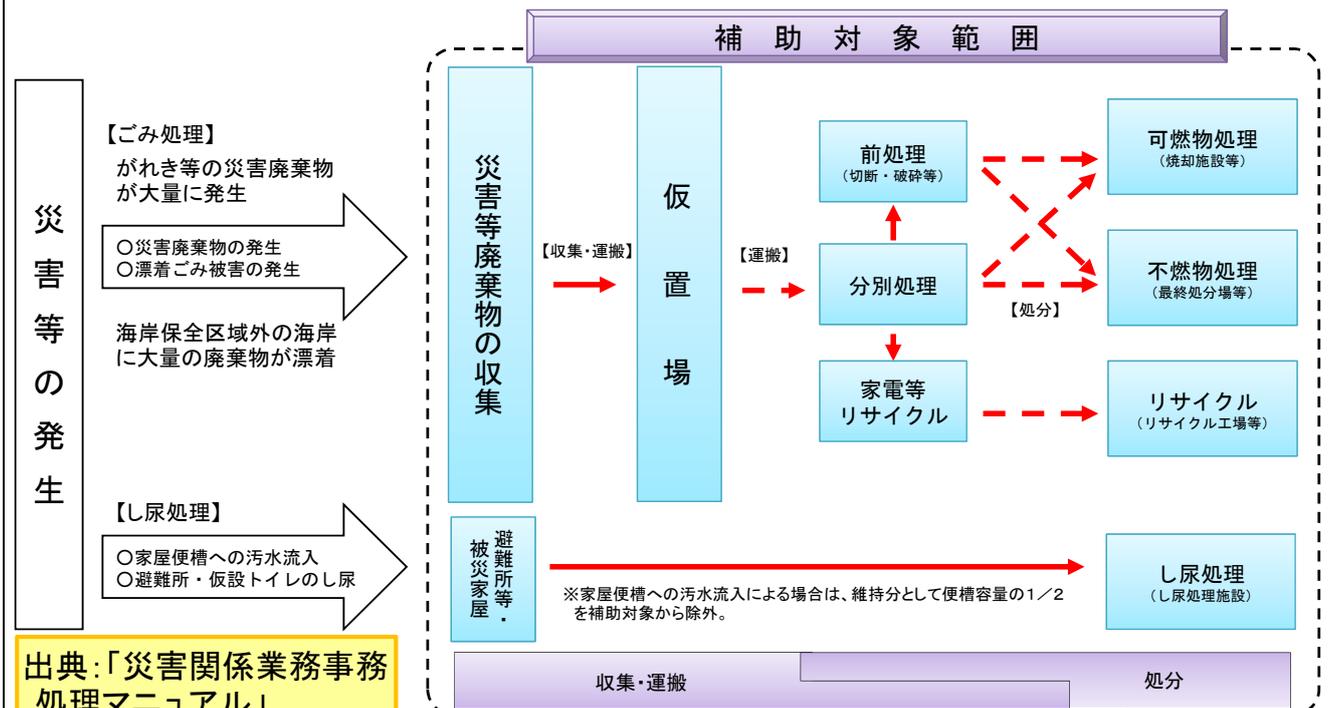
20

# 災害等廃棄物処理事業費補助金について①

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> <li>○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> </ul>	○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの</li> <li>○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの</li> <li>○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの</li> <li>○海岸保全区域外の海岸への漂着</li> <li>○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</li> </ul>
補助率	1/2	
財務局会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。</li> <li>○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。</li> <li>○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。</li> </ul>

21

# 災害等廃棄物処理事業費補助金について（補助対象）③



出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」

(廃棄物対策課、平成26年6月。HPに掲載。)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

【主な補助対象経費】

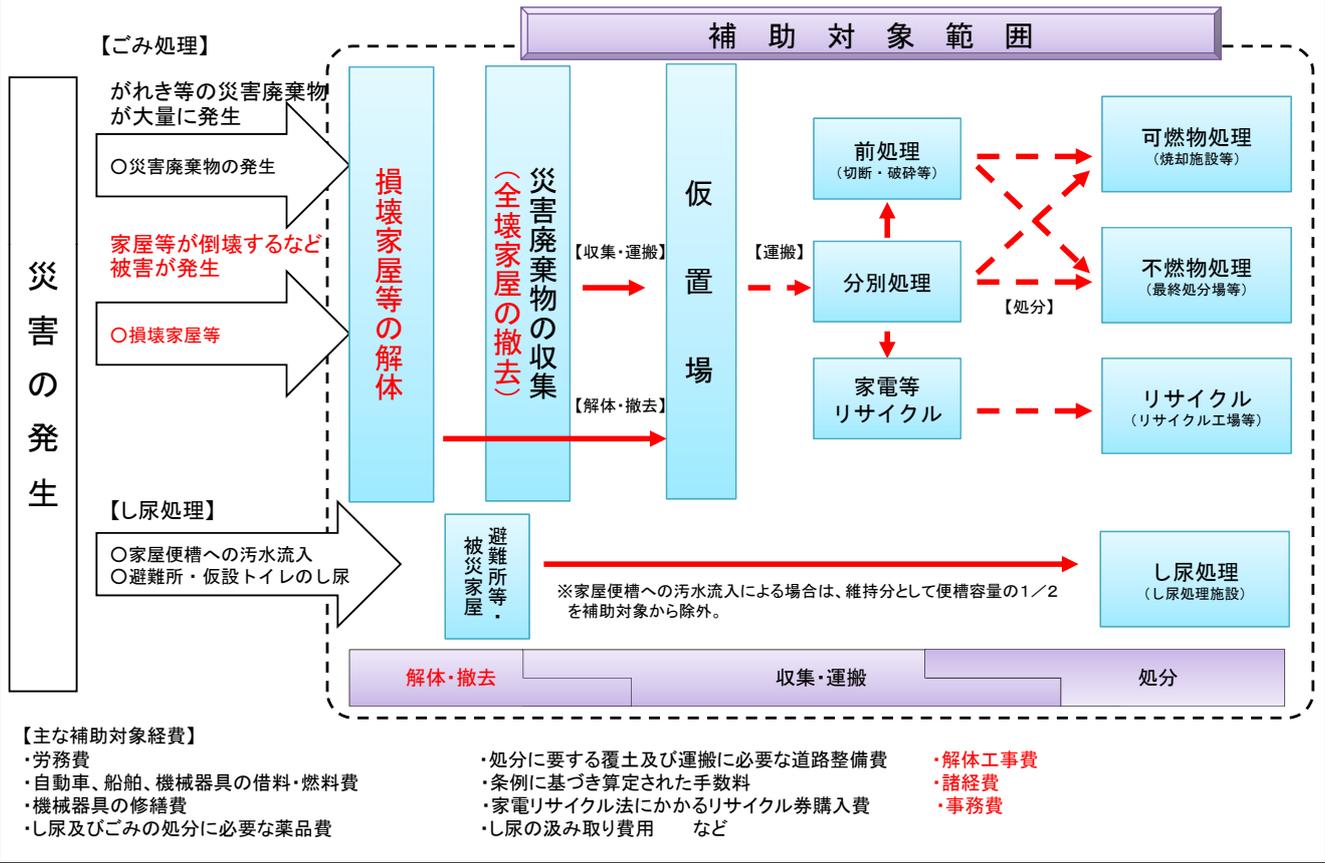
- ・労務費（公共工事設計労務単価によるもの）
- ・自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
- ・機械器具の修繕費
- ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費

- ・処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
- ・条例に基づき算定された手数料
- ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
- ・し尿の汲み取り費用

など 22

# 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象

(処理フローから見るイメージ)



# 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害 (右記以外)	激甚災害	熊本地震 (平成28年4月)		阪神・淡路 大震災 (平成7年1月)	東日本大震災 (平成23年3月)
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて 10/100以下の部分は5/10、 10/100超20/100以下の部分は8/10、 20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災財特法
GND基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれき特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		地方負担分の全額について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置

# 廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	新潟県 中越地震	熊本地震	阪神・淡路 大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> <li>産業廃棄物処理施設</li> <li>広域廃棄物埋立処分場</li> <li>PCB廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>広域廃棄物埋立処分場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> </ul>
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100、 20/100を超える部分は90/100 （東日本大震災財特法） その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	100%

ありがとうございました。

## 【問い合わせ先】

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室  
 TEL: 03-3581-3358(代表)、03-5521-8358(直通)